

# 8 水田活用の直接支払交付金

資料 1

【平成31年度予算概算決定額 321,500 (305,904) 百万円】

## <対策のポイント>

米政策改革の定着に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の単価や助成体系を維持し、作付面積の増加にも対応して支援するとともに、産地交付金により、主食用米からの更なる転換の促進のための深堀支援を追加するなど、水田フル活用を推進します。

## <政策目標>

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン、米粉用米10万トン [平成37年度まで]）
- 飼料自給率の向上（40% [平成37年度まで]）
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減 [平成37年度まで]
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha [平成37年度まで]）

※（ ）内は平成30年度補正後予算額

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 戦略作物助成

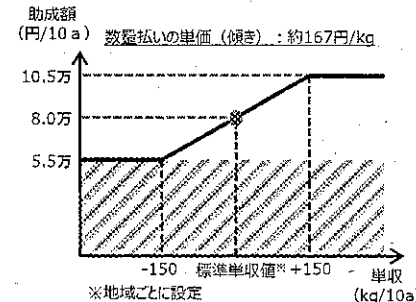
- 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

### 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

※飼料用とうもろこしを含む

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>



### 2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します（一定割合以上は県段階で支援内容を決定）。

### 産地交付金

- 「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援します。
- また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物等	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種の取組	1.2万円/10a
そば、なたね	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
新市場開拓用米	作付けの取組（※基幹作のみ）	2.0万円/10a
畑地化	交付対象水田からの除外	10.5万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を行います。

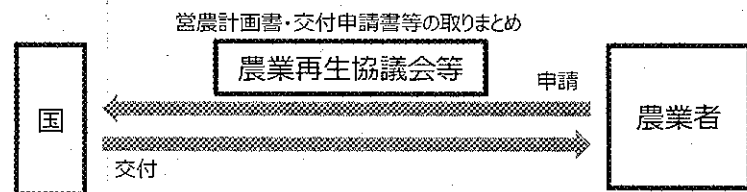
- ① **転換作物拡大加算（1.0万円/10a）**  
転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成29年度以降の最小面積より更に減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ② **平成31年度緊急転換加算（5千円/10a）【新規】**  
平成31年度に限り、転換作物が拡大し、主食用米の面積が平成30年度より減少した場合に、その面積に応じて配分。
- ③ **高収益作物等拡大加算（2.0万円/10a）【新規】**  
主食用米の面積が平成30年度より減少し、高収益作物等※の面積が拡大した場合に、その面積に応じて配分。  
※高収益作物等：高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

【お問い合わせ先】政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

## 交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

## <事業の流れ>



# 高収益作物等拡大加算の対象面積の考え方

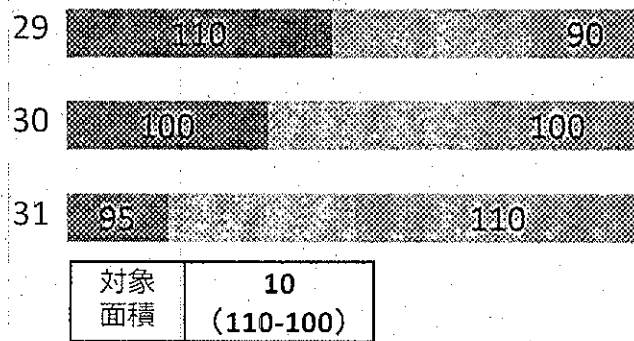
## 高収益作物等拡大加算 (2.0万円/10a)

地域農業再生協議会ごとにみて、主食用米の面積が30年度より減少した上で、高収益作物等※1の面積※2が拡大した場合に、その拡大面積※3に応じて産地交付金を追加配分。ただし、30年産で高収益作物等を減少させた協議会は、31年産で当該減少面積の1/2以上を拡大させることが要件。

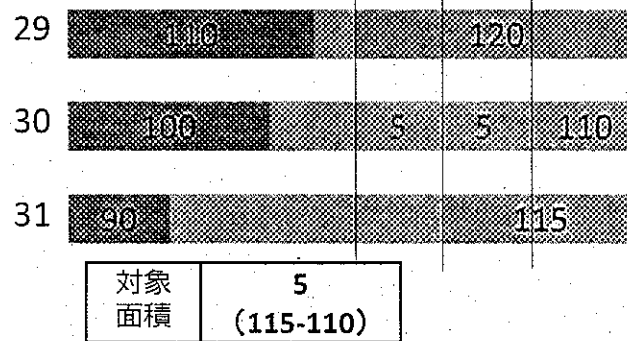
- ※1 高収益作物 (園芸作物等)、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし
- ※2 対象作物の増減面積の合計 (例: 加工用米+20ha、新市場開拓用米△10haの場合は、+10ha拡大)
- ※3 地域協議会ごとにみて、高収益作物等の面積が拡大している地域と減少している地域の面積の合計を相殺せず、拡大している地域のみでの拡大面積の合計 (例: A地域+20ha、B地域△10haの場合は、+20ha拡大)

■ 主食用米 ■ その他 ■ 高収益作物等

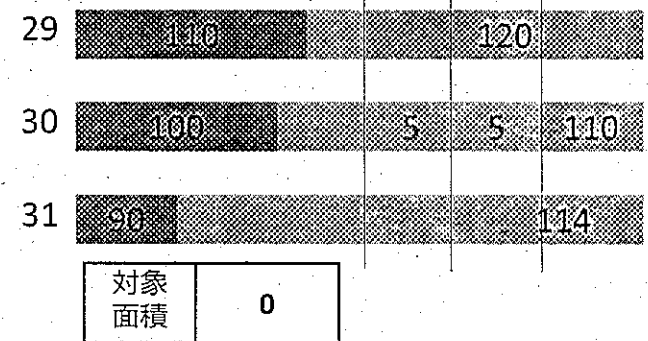
**A地域** 主食：減少 高収益：拡大



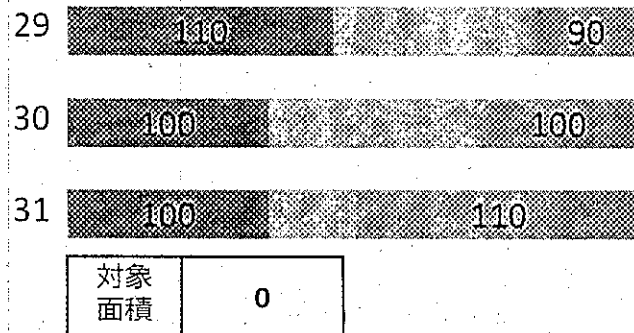
**B地域** 主食：減少 高収益：拡大  
(高収益が29>30かつ  
(31-30) ≥ (29-30) × 0.5の場合)



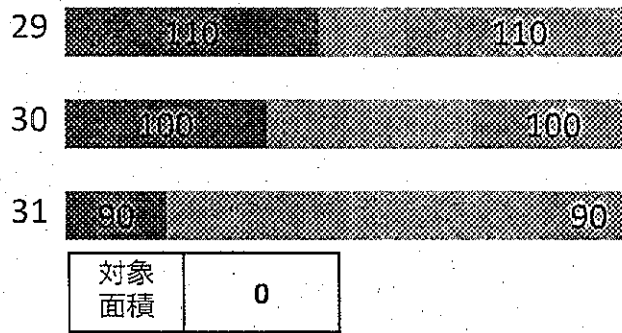
**C地域** 主食：減少 高収益：拡大  
(高収益が29>30かつ  
(31-30) < (29-30) × 0.5の場合)



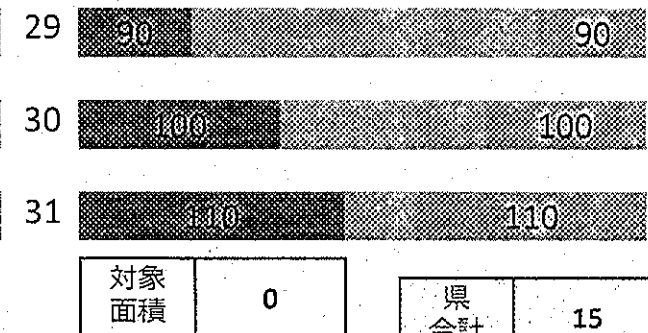
**D地域** 主食：±0 高収益：拡大



**E地域** 主食：減少 高収益：減少



**F地域** 主食：増加 高収益：増加



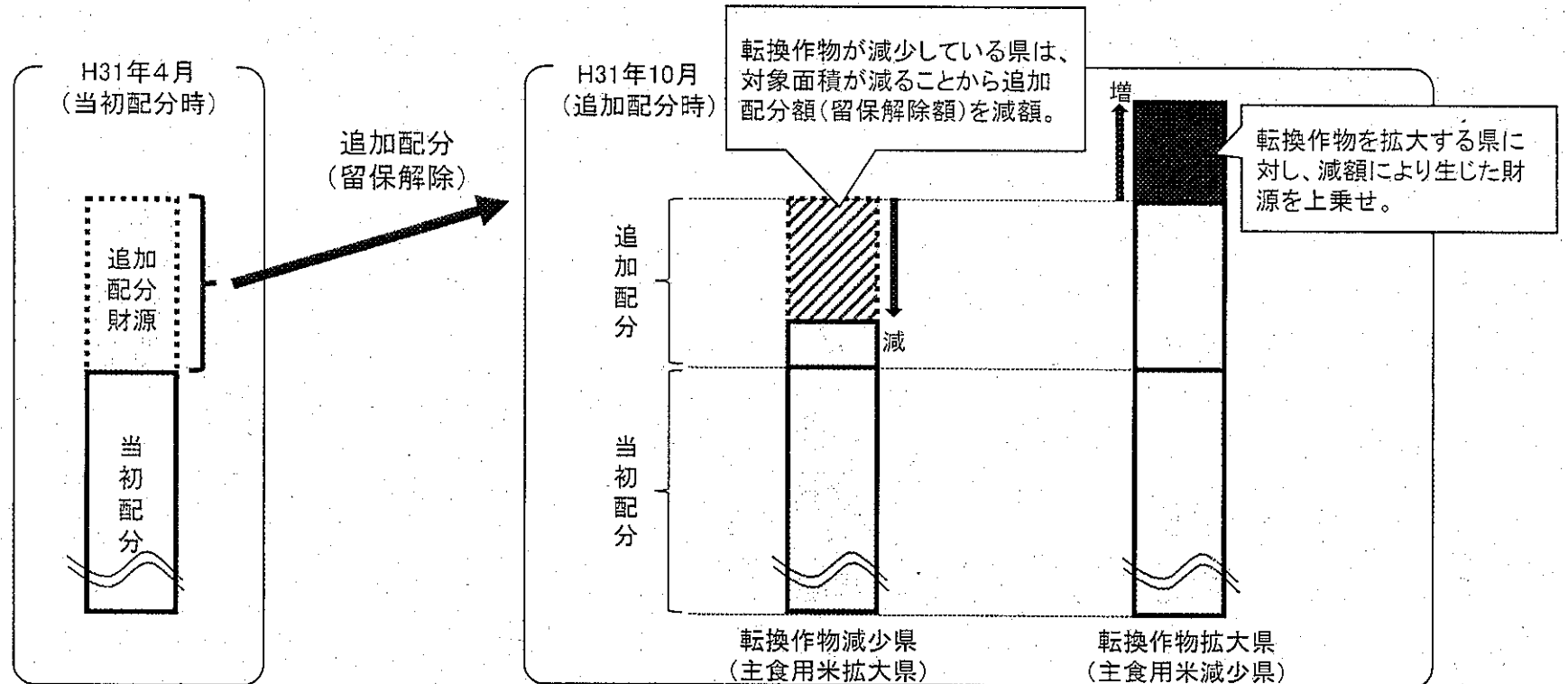
県合計	15
-----	----

## 産地交付金の留保について

本交付金を含め予算事業は予算の範囲内で執行することが原則。水田活用の直接支払交付金においては、戦略作物への支援を安定的に進めるため、H30年4月の当初配分では産地交付金の全額ではなく1割を留保して配分しているところ。こうした中、H31年度の追加配分(留保解除)については以下のとおり対応。

### 【H31年度 産地交付金追加配分(留保解除)(10月)】

31年産で主食用米を増産した県では、転換作物の面積が減少することとなり、産地交付金の必要額も減少することから、転換作物の増減に応じて傾斜配分。



### 【都道府県から地域協議会への追加配分】

留保解除に伴う県から地域協議会への追加配分に当たっては、国から県への配分方法も参考に配分。

## 平成 31 年度産地交付金について（案）

平成 31 年 2 月 12 日

北海道農政部農産振興課

## 1 本道における平成 31 年度産地交付金活用の考え方

- 今後も米主産地としての地位を揺るぎないものとするため、道枠の活用により多様なニーズに対応した生産力の維持・確保を図るとともに、生産者の経営安定に資する省力化・低コスト生産の取組を支援する。
- 配分方法（一部配分の留保）や財源（追加配分の対象となる取組の見直し）等を踏まえ、本道における水田フル活用を推進するため、次のとおり、使途及び支援単価等を見直しを行う。
  - （1）使途設定及び助成対象作物は、30 年度の内容を継続することを基本としつつ、国が示す 30 年度からの運用見直しを踏まえ、取組要件等について必要に応じて見直しを行う。
  - （2）助成単価は 30 年度の水準を基本に、予算配分の状況等を踏まえ必要に応じて調整する。
  - （3）追加配分のうち、転換作物拡大加算及び新たに措置された平成 31 年度緊急転換加算は道枠において活用する。高収益作物等拡大加算は、対象面積に応じて地域協議会へ配分する。

## 2 産地交付金の活用計画

### 【地域枠】 地域の実情に即した取組を支援するための地域協議会への配分

配分要素	H31 配分単価
(1) 当初配分 30年度当初配分を基準に、国からの配分状況及び30年度の活用実績等を踏まえて配分	
(2) 追加配分（留保分） 国からの配分状況に応じて配分	
(3) 追加配分（取組に応じた配分）	
① そば、なたねの取組（※基幹作のみ）	20,000 円/10a
② 新市場開拓用米の取組（※基幹作のみ）	20,000 円/10a
③ 畑地化の取組	105,000 円/10a
④ 高収益作物等拡大加算	20,000 円/10a

※ 追加配分（留保分）の配分は、地域協議会における転作作物の作付動向を踏まえて、所要の調整を行う場合がある。

### 【道枠】 全道的な課題に対応する取組への支援

助成内容	H31 計画単価※	H30 上限単価
(1) 水稻作付面積の維持・確保		
① 加工用米、新市場開拓用米の取組に対する助成	未定	24,000 円/10a
② 飼料用米（多収品種）の取組に対する助成	未定	9,000 円/10a
③ 米粉用米・WCS用稲、飼料用米（SGS）の取組に対する助成	未定	9,000 円/10a
(2) 生産構造の改善に資する取組への助成	未定	3,000 円/10a
(3) 省力化・低コスト化に資する取組への助成	未定	15,000 円/10a

※ 計画単価は、上限単価の範囲内で当初配分及び追加配分の状況に応じて設定する。

### 3 配分の調整

- 道において、各地域協議会における活用額の過不足の状況を把握し、地域協議会間で配分調整することが効果的であると判断した場合には、各地域協議会の配分枠の調整を行い、再配分することができるものとする。
- 道枠又は地域枠に残余が生じた場合は、その残余額を相互に融通して活用することができるものとする。

### 4 今後の対応（予定）

時期	内容等
2月	北海道農業再生協議会水田部会における産地交付金活用計画（案）の検討
	地域協議会別当初配分予定額（道想定額）通知、調整要望調査
3月	水田フル活用ビジョンの事前協議（随時）
4月	国から当初配分額通知
	地域協議会別当初配分予定額通知
	当初配分に係る出入作調整
5月	地域協議会別当初配分額通知
	水田フル活用ビジョンの正式協議
7月	追加配分（取組に応じた配分）に係る対象面積報告
9月	道枠交付対象面積調査、地域枠配分調整要望調査
10月	国から追加配分額通知
	地域枠配分調整（行う場合）
	地域協議会別追加配分額通知
	水田フル活用ビジョンの変更協議
11月	活用実績報告、交付額報告

## 北海道水田フル活用ビジョン（案）

## 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本道では、恵まれた土地資源を生かし、大規模で専門的な農家を主体とする農業が展開されている。

道央地域では、水稻を主体に野菜・花きを取り入れた農業、道南地域では、野菜や水稻を中心とした農業、道北・道東地域では、畑作や酪農を中心とした農業と、各地域の生産条件を活かした農業経営が展開されている。

このような中、本道においても農家戸数が年々減少する一方、経営体当たりの耕地面積の拡大により生産が維持されているものの、高齢化の進展や担い手の減少に伴い、省力的な作物への作付偏重が見られ、輪作体系の崩れや不耕作地の発生が懸念されている。

## 2 作物ごとの取組方針等

本道が全国の米主産地としての地位を揺るぎないものとしていくため、「売れる米づくり」に向けた産地の取組を推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稻作付面積の確保を図る。

また、消費者や実需者の多様なニーズに対応した競争力のある農産物の計画的かつ安定的な生産・供給体制づくりを進めるため、新たな品種や栽培技術の開発・導入、ICTの活用、耕畜連携や輪作体系の確立、農地の大区画化等を推進する。

## (1) 主食用米

消費者や実需者ニーズに応える「売れる米づくり」を基本とした水田農業の発展を図るため、北海道米の需要の拡大を図りながら、高品質・良食味米の生産を推進し、極良食味米によるブランド確立とともに、中食・外食の業務用米などへの安定供給にも努め、消費者や実需者の多様なニーズに応えていく。

## (2) 非主食用米

加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米など非主食用米の有効な活用により安心・安全で低コストな北海道米への多様なニーズに対応した安定生産・安定供給を図るとともに、水田機能の維持と生産力の確保を図る。

このため、基本技術の励行による収量の安定化、生産工程管理の実践、複数年契約に基づく生産などを進める。

また、生産者の高齢化や労働力不足への対応として、農地の集積・集約化やほ場の大区画化など効率的な生産につながる生産構造の改善、直播栽培をはじめとする省力的な生産技術の導入、作業委託による労働の外部化、肥培管理におけるコスト削減に資する技術の導入などを進める。

## ア 加工用米

主食用米の需要の減少傾向が続く中、北海道米の固定的需要を確保していくため、非主食用米の取組の中心的品目と位置付ける。実需者との結びつきを強化していく

ため、産地交付金の活用による取組の推進と安定供給を図っていく。

主力の冷凍米飯や加工米飯のほか、焼酎原料用を中心とした低価格帯のニーズへの対応なども強化するとともに複数年契約の取組を推進する。

#### イ 飼料用米

主食用米の需要減が見込まれる中、非主食用米の取組の中心的品目と位置付け、産地交付金の活用により、取組の推進を図っていく。特に、多収品種を利用した生産性向上の取組や、需要者のニーズに応じたサイレージ向けの生産の拡大を図る。

#### ウ WCS用稲

主食用米の需要減が見込まれる中、需要のある作物の生産拡大を図る上で、飼料用米に比べて収穫時期が異なり、経営内での作付規模拡大に対応可能なWCS用稲の取組を推進する。

#### エ 米粉用米

主食用米の需要減が見込まれる中、産地と需要者が連携し、ニーズに対応した原料米の安定供給と需要の確保に取り組みながら取組を推進する。

#### オ 新市場開拓用米

将来的な主食用米の国内需要量の減少傾向を見据え、海外市場等を新たな販路の一つとして、需要の確保に取り組みながら作付を推進する。

#### カ 備蓄米

優先枠の設定により他産地と競合することなく安定的に取組が可能であるというメリットを踏まえつつ、主食用米、加工用米及び新規需要米の需給動向等も考慮しながら、水稻作付面積を確保するための選択肢の一つとして、各産地の判断により取組を検討する。

### (3) 麦、大豆、飼料作物

麦及び大豆は、用途別の需給動向に即した生産を基本として、計画的・安定的な作付を進めるとともに、適正な輪作体系と、品種や地域特性に応じた肥培管理や適期収穫などの取組を通じて、単収や品質の向上を図る。

飼料作物は、飼料自給率の向上と水田の有効活用に資するものとして、畜産農家との連携を基本に需要に応じた作付を進め、草地の植生改善や、子実用とうもろこしを活用した輪作体系の確立などの取組を通じて、生産性の向上を図る。

### (4) そば、なたね

契約栽培を基本に需要に応じた作付を進めるとともに、単収や品質の向上を図るため、特に収量性の低い産地においては、適期播種や排水対策などの取組を進める。

### (5) 高収益作物（野菜等）

需要が増加している加工・業務用野菜の安定生産や、消費者のニーズに対応した多様な品目の作付、高品質で安定した生産による産地ブランド力の向上などの取組を通じて、特色のある産地づくりや、収益力の向上による経営の安定化を進める。



(6) 畑地化の推進

転作作物の本作化や、計画的な農地の集積・集約化を図ろうとする場合などに、地域における効率的な土地利用にも配慮しつつ、必要に応じて広く地域関係者とも調整しながら、各産地が実情に応じて畑地化の取組を進める。

3 作物ごとの作付予定面積





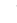



作物	平成 30 年度の作付面積 (ha)	平成 31 年度の作付予定面積 (ha)	平成 32 年度の作付目標面積 (ha)
主食用米			
飼料用米			
米粉用米			
新市場開拓用米			
WCS 用稲			
加工用米			
備蓄米			
麦			
大豆			
飼料作物			
そば			
なたね			
その他地域振興作物			
野菜			
花き・花木			
果樹			
その他			

道において別途整理

4 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	目標	
				現状値	目標値
1	加工用米、新市場 開拓用米	加工用米等作付助成	作付面積	(29 年度) 5,301ha	(32 年度) 6,000ha
2	飼料用米	飼料用米作付助成	作付面積	(29 年度) 1,155ha	(32 年度) 1,500ha
3	米粉用米、WCS 用 稲、飼料用米	米粉用米・WCS 用稲 等作付助成	作付面積	(29 年度) 662ha	(32 年度) 850ha
4	加工用米、新市場開拓用米、飼料用米、 米粉用米、WCS 用稲	生産構造改善推進助 成	作付面積 作付面積に対する取組実施率	(29 年度) 8,324ha (29 年度) 98%	(32 年度) 8,650ha (32 年度) 100%
5	加工用米、新市場開拓用米、飼料用米、 米粉用米、WCS 用稲	省力化・低コスト化 助成	作付面積 作付面積に対する取組実施率	(29 年度) 8,324ha (29 年度) 94%	(32 年度) 8,650ha (32 年度) 100%

## 平成 31 年度水田部会の年間スケジュールについて（案）

月	平成 30 年度	平成 31 年度
4		
5	<b>水田部会（第 1 回）</b> ・水田部会の年間スケジュールについて ・北海道水田フル活用ビジョン（案）について	
6		
7	 30 年産米の生産の目安に即した取組の状況等に関する検証作業の実施（事務局）	 31 年産米の生産の目安に即した取組の状況等に関する検証作業の実施（事務局）
8		
9	<b>水田部会（第 2 回）</b> ・31 年産「生産の目安」の基本的な考え方について  作付意向調査の実施（事務局）	<b>水田部会（第 1 回）</b> ・32 年産「生産の目安」の基本的な考え方について  作付意向調査の実施（事務局）
10		
11	販売計画の策定（団体） 需給見通しの公表（国）	販売計画の策定（団体） 需給見通しの公表（国）
12	 平成 31 年産米の生産の目安案の算定  <b>水田部会（第 3 回）</b> ・31 年産米の「生産の目安」について	 平成 32 年産米の生産の目安案の算定  <b>水田部会（第 2 回）</b> ・32 年産米の「生産の目安」について
1		
2	<b>水田部会（第 4 回）</b> ・平成 31 年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・平成 31 年度水田部会の年間スケジュールについて	<b>水田部会（第 3 回）</b> ・平成 32 年度水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の活用計画案等について ・平成 32 年度水田部会の年間スケジュールについて
3		

※ 開催時期や主な議題については、都合により変更される場合がある。

## J Aグループ北海道による「生産の目安」に係る推進要領

北海道農業協同組合中央会

平成 30 年 3 月 19 日設定

## 1. 推進にあたっての基本的考え方

国による生産数量目標の配分が廃止となる 30 年産以降においても、北海道米への多様なニーズに的確に応えていくため、北海道米価格の安定による農家所得の確保を基本として北海道稲作経営の安定化を図っていくことが必要である。

このため、全道の生産者、農業関係機関・団体、集荷業者、行政等の「米関係者」が一体となったオール北海道体制で需要に応じた米生産を推進していくこととし、道及び地域の「農業再生協議会」が主体となり、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とした全道及び地域協議会ごとに「生産の目安」を設定した。

J Aグループ北海道においても、米価の安定による農家所得の確保や北海道米の安定供給を目的とし、道内の米関係者と一体となって、全道の「生産の目安」の達成に取り組む。

また、地域農業再生協議会においては、全道の「生産の目安」の達成に向け、加工用米の参考値を含め、地域別の「生産の目安」を目指し、市町村・J Aを中心とした再生協議会の構成団体が連携して作付推進を図っていく。

その中で、単独の地域農業再生協議会において目安の達成を目指すことが難しい場合については、地域農業再生協議会の構成員である J Aが主体となり、複数協議会において一体的に「生産の目安」の推進を行い、全道の「生産の目安」の達成を目指す。

## 2. 推進方法

## (1) 協議会内・J A内の推進

地域農業再生協議会内において J Aは、その構成員として地域別の「生産の目安」の達成に向けて作付推進を行う。

また、地域農業再生協議会区域を超える広域 J A等にあたっては、市町村等と連携の上、複数協議会で一体的に生産の目安の推進を行う。

## (2) 地区内の推進

J A内での推進を行った上で、地域農業再生協議会別の生産の目安と作付実態に乖離が生じることが明らかになった場合、地域農業再生協議会の構成員である J Aが主体となり、その意思決定機関である地区農協組合長会等(事務局：中央会支所)において、必要に応じて地域農業再生協議会間の生産の目安を調整することにより、地区全体の目安の達成を一体的に取り組んでいくこととする。

具体的には、地区農協組合長会等は地区内の J A作付計画を取りまとめ、各協議会の生産の目安の増加・減少希望に基づき、地区全体の生産の目安の推進案を提示する。【別紙 J Aグループ様式①、④を参考】

推進案の提示を受けた J A は、地域協議会の一員として推進案を地域農業再生協議会で情報共有する。

また、中央会支所は水田部会の構成員である中央会本所に推進案を報告し、水田農業課は推進案を水田部会において情報共有する。

※ 地区は全道 12 地区(道南・後志・日胆・石狩・空知・留萌・上川・オホーツクなど)を想定。

### **(3) 全道の推進**

地区において、地区全体の目安の達成に一体的に取り組んだとしても、生産の目安と作付実態に乖離が生じることが明らかになった場合、必要により中央会による地区間の調整を行う。

なお、もち米については、上記の調整によらず、北海道もち米団地農協連絡協議会(事務局:ホクレン)が主体となって調整を行うものとする。

## **3. 推進にあたっての事務手続き**

当年産の作付実態の把握や次年度以降の生産の目安の運用改善に向け、中央会本所は、中央会支所を通じて J A 及び地区毎の推進内容を把握し、水田部会で情報共有を図る。

具体的には以下のとおり取り進める。

### **(1) J A 段階**

J A は、複数協議会で一体的に目安の推進を行った場合、中央会支所にその推進内容を報告する。【別紙 J A グループ様式③を参考】

### **(2) 地区段階**

地区農協組合長会等の事務局である中央会支所は、3(1)の内容に併せて、地区内の推進内容について、中央会本所に報告する。【別紙 J A グループ様式②を参考】

## **4. 留意事項**

(1) 生産の目安の推進案については、面積のみの調整を基本とする。

(2) 推進案の策定にあたっては、加工用米の参考値の推進と整合性をとった内容にするとともに、地区全体で非主食用米を含め水稻作付面積を確保することを基本に取り進める。

以 上

(JAグループ様式①：JA→地区組合長会)

平成 年 月 日

〇〇地区農業協同組合長会  
会 長 殿

農業協同組合  
代表理事組合長 印

〇〇年産「生産の目安」の地区内推進に係る意向報告

「生産の目安」に係る地区内推進に向け下記のとおり報告します。

記

「生産の目安」			
増加希望		減少希望	
面積	ha	面積	ha

(注1) 面積については、小数点第1位まで記入すること。

(JAグループ様式②：地区組合長会→中央会)

平成 年 月 日

北海道農業協同組合中央会 会長 殿

〇〇地区農業協同組合長会会長

〇〇地区における〇〇年産「生産の目安」の推進案について

みだしについて、別紙のとおり報告いたします。

(別紙)

〇〇年産「生産の目安」の〇〇地区推進案

JA名	生産の目安 ①	調整増減 ②	推進案 ③=①+②	(参考) 協議会名

(注1) 面積については、ha 単位とし、小数点第1位まで記入すること。

(JAグループ様式③：JA→地区組合長会)

平成 年 月 日

〇〇地区農業協同組合長会  
会 長 殿

農業協同組合  
代表理事組合長 印

〇〇年産「生産の目安」のJAにおける推進内容報告

「生産の目安」に係る地区内推進に向け下記のとおり報告します。

記

〇〇年産「生産の目安」のJAにおける推進案

協議会名	生産の目安 ①	調整増減 ②	推進案 ③=①+②

(注1) 面積については、ha 単位とし、小数点第1位まで記入すること。

(JAグループ様式④：地区組合長会→JA)

平成 年 月 日

〇〇農業協同組合  
代表理事組合長 殿

〇〇地区農業協同組合長会  
会 長

〇〇地区における〇〇年産「生産の目安」の推進案について

みだしについて、別紙のとおり通知いたします。

(別紙)

〇〇年産「生産の目安」の〇〇地区推進案

JA名	生産の目安 ①	調整増減 ②	推進案 ③=①+②	(参考) 協議会名

(注1) 面積については、ha 単位とし、小数点第1位まで記入すること。